

船舶免許を申請される海事代理士の皆様へ

本年5月より皆様には、船舶免許申請手続きについて即日交付できる体制を維持するために、当局に免許申請される場合は、当局の管内（神奈川県、東京都、千葉県、埼玉県、茨城県、群馬県、栃木県）に在住されている方のみとしていただくようお願いしてまいりましたが、依然として、当局管内以外の船舶免許の申請も当局に多数提出されております。

職員の努力にも限界がありますので、来月、11月1日以降当局に申請される船舶免許の申請につきましては、即日交付いたしません（受付から4～5営業日後の交付を予定しております）ので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

政府主導により働き方改革が求められているなかで、職員の膨大な時間外勤務を減少させるためにも、何とぞ皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、東京運輸支局、千葉運輸支局等におきましても、船舶免許の申請を受け付けておりますので、そちらもご活用くださいますようお願い申し上げます。

令和3年10月5日 海上安全環境部長